

記載上の注意事項

1 基本事項

- (1) 「結果」欄の該当するものに 印を付けること。なお、店舗に関係のない項目は斜線を引くこと。
- (2) 「結果」欄が『否』に該当する場合で、項目の内容に代わる措置を講じている場合は備考欄へ簡潔に記載すること。
- (3) 自主点検の頻度は、少なくとも年1回実施することが望ましい。

2 「取扱責任者」関係

の「危害防止規定に定められた毒物劇物取扱責任者不在時の管理体制に基づき管理がなされているか。」とは、取扱責任者不在時においても同様の管理が行えるよう『代行者』を指定して管理に当たらせること等が考えられる。代行者は取扱責任者と同等の資格を有することが望ましいが、法的な規制ではないため、その職歴、経験年数、教育訓練状況、学歴等を総合的に考慮したうえで、責任をもって任せることのできる者を指定することで差し支えない。

3 「毒物劇物の取扱い」関係

「1. 盗難・紛失の防止措置」の の「委託者は必要な措置を受託者が講じていることを実際に確認しているか」とは、受託者に任せきりにするのではなく、委託者が責任をもって受託者が講じた措置を確認する必要があるということである。確認は受託者からの報告書面等で確認することでも差し支えないが、現場での確認も定期的に行うことが望ましい。

4 「危害防止規定」関係

- (1) 店舗で別途策定している保安規定等がある場合で、危害防止規定に記載すべき事項がすべて網羅されている場合は、毒物劇物に限定した危害防止規定を別途策定する必要はないが、危害防止規定に記載すべき事項がどの文書に記載されているかが容易にわかるような対比表などを作成しておくこと。
- (2) 「危害防止規定」と「盗難防止規定」を1つの文書として作成しても差し支えない。
- (3) 危害防止規定の対象となる毒物劇物は、基本的には店舗内で取り扱うすべての毒物劇物とすることが望ましいが、作業内容や規模を勘案して、危害防止規定によらなくても十分な管理が可能と思われるものについては、対象から除外しても差し支えない。但し、最低でも、販売している毒物劇物及び通常保管量が1 m³以上の業務上取り扱う毒物劇物は対象とすべきである。
- (4) 「1. 危害防止規定<詳細項目>」の の教育訓練の頻度は各店舗で規定した回数で差し支えないが、年1回以上実施することが望ましい。また、教育訓練は実効性を定期的に評価したうえで計画的に実施することが望ましい。

参 考

1 「家庭用品」関係

【施行令別表第1に定める基準】

1	2
塩化水素又は硫酸を含有する製剤たる劇物（住宅用の洗浄剤で液体状のものに限る。）	ジメチル・2・2・ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）を含有する製剤（衣料用の防虫剤に限る。）
1 塩化水素若しくは硫酸の含量又は塩化水素と硫酸とを合わせた含量が15%以下であること。 2 当該製剤1ミリリットルを中和するのに要する0.1モル毎リットル水酸化ナトリウム溶液の消費量が厚生労働省令で定める方法により定量した場合において45ミリリットル以下であること。	ジメチル・2・2・ジクロルビニルホスフェイトの空気中の濃度が厚生労働省令で定める方法により定量した場合において1立方メートル当たり0.25ミリグラム以下となるものであること。
品質及び構造が耐酸性試験、漏れ試験その他の厚生労働省令で定める試験に合格するものであること。	1 当該製剤に直接接触することができない構造であること。 2 当該製剤が漏出ししない構造であること。

2 「交付の制限」関係

【施行令第32条の3に定める物】

亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含有するものに限る。）

塩素酸塩類及びこれを含有する製剤（塩素酸塩類35%以上を含有するものに限る。）

ナトリウム

ピクリン酸

3 「廃棄」関係

【施行令第40条に定める基準】

中和、加水分解、酸化、還元、稀釈その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

法第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物

一 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物（シアン含有量が 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下のものを除く。）

二 塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物（水で 10 倍に稀釈した場合の水素イオン濃度が水素指数 2.0 から 12.0 までのものを除く。）

ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。

可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

前各号により難い場合には、地下 1 メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

4 「着色」関係

【施行令第 39 条で定める劇物】

硫酸タリウムを含有する製剤たる劇物

燐化亜鉛を含有する製剤たる劇物

【施行規則第 12 条で定める着色方法】

あせにくい黒色で着色する方法

5 「運搬貯蔵等の基準」関係

【令別表第 2 に掲げる毒物劇物】

黄燐

四アルキル鉛を含有する製剤

無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの

弗化水素及びこれを含有する製剤

アクリルニトリル

アクロレイン

アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア 10% 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素 10% 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

塩素

過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6% 以下を含有するものを除く。）

クロルスルホン酸

クロルピクリン

クロルメチル

硅弗化水素酸

ジメチル硫酸

臭素

硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸 10 % 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム 5 % 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム 5 % 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

ニトロベンゼン

発煙硫酸

ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド 1 % 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸 10 % 以下を含有するものを除く。）で液体状のもの

【規則第 13 条の 4 に規定する標識】

0.3メートル平方の板に地を黒色、文字を白色として「毒」と表示したもの

【厚生労働省令で定める保護具】

1	黄燐	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 酸性ガス用防毒マスク
2	四アルキル鉛を含有する製剤	保護手袋（白色のものに限る。） 保護長ぐつ（白色のものに限る。） 保護衣（白色のものに限る。） 有機ガス用防毒マスク
3	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 青酸用防毒マスク
4	弗化水素及びこれを含有する製剤	1の項に同じ

5	アクリルニトリル	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 有機ガス用防毒マスク
6	アクロレイン	前項に同じ
7	アンモニア及びこれを含有する製剤（アンモニア 10 %以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 アンモニア用防毒マスク
8	塩化水素及びこれを含有する製剤（塩化水素 10 %以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	1の項に同じ
9	塩素	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 普通ガス用防毒マスク
10	過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6 %以下を含有するものを除く。）	保護手袋 保護長ぐつ 保護衣 保護眼鏡
11	クロルスルホン酸	1の項に同じ
12	クロルピクリン	5の項に同じ
13	クロルメチル	5の項に同じ
14	硅弗化水素酸	1の項に同じ
15	ジメチル硫酸	1の項に同じ
16	臭素	9の項に同じ

17	硝酸及びこれを含有する製剤（硝酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	1の項に同じ
18	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤（水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ
19	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤（水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ
20	ニトロベンゼン	5の項に同じ
21	発煙硫酸	1の項に同じ
22	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤（ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	5の項に同じ
23	硫酸及びこれを含有する製剤（硫酸10%以下を含有するものを除く。）で液体状のもの	10の項に同じ